

(別紙)

仕様書

1 業務名

令和8年度徳島県権利擁護推進員養成研修

2 業務の目的

介護施設等の従事者、管理者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護の取組を推進し、指導する人材を養成することを目的とする。

3 業務を委託する期間

委託契約締結日から翌年3月31日まで

4 委託料上限額

1,640千円(消費税及び特別地方消費税を含む。)

5 委託業務の内容

「徳島県権利擁護推進員養成研修事業実施要綱」に基づき、次のとおり研修を実施すること。

(1) 研修内容

ア 定員

各60名程度(オンラインを含む)

イ 実施回数

年間3回

ウ 対象者

介護施設等(介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。)の従事者、管理者等であって、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる者。

エ 研修課程

研修課程は、「徳島県権利擁護推進員養成研修事業実施要綱(別表)研修課程」に沿って設定すること。

オ 研修日程

研修に要する期間を考慮しつつ、研修受講者の多くが現従事者であること等の状況に鑑み、受講者が参加しやすい日程とすること。

(2) 実施方法

集合研修を実施するに当たっては、地域性等を考慮し、受講者が参加しやすい開催場所を設定するとともに、同時双方向の意思疎通等ができる方法におけるオンラインでの開催を企画すること。

(3) 研修実施に伴い発生する業務

- ア 研修開催の周知、受講者の募集
- イ 受講者の決定及び受講決定通知等の送付
(受講申込み者が定員を超過した場合は、県と協議し、受講者を決定するものとする。)
- ウ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- エ 受付(受講者の本人確認)、出席状況の管理(遅刻、欠席、途中退席等)、司会進行及び講師への対応等研修当日の運営
- オ 研修終了後、受講者アンケートの実施及び結果の取りまとめ及び県への報告
- カ 研修実施に伴い発生する諸経費の支払い
- キ 新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる措置
- ク 研修に関する問合せに対する対応
- ケ 業務の目的を達するために必要な事項

6 業務実施体制

(1) 統括責任者の配置等

- ア 本業務を指揮する統括責任者を配置すること。
- イ 統括責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ウ 企画立案から日程調整等に至るまで、各業務に当たる従事者に対して十分に指導して業務を実施させること。
- エ 関係機関との交渉、連絡調整を行うこと。
- オ 県との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

(2) その他の体制等

- ア 受託者は、事業実施中のトラブル発生にも備え、緊急時の連絡網、人員体制等を整備すること。
- イ 受託者は、契約締結後速やかに、統括責任者の氏名のほか、緊急時の連絡体制についても、県に提出すること。

7 業務完了報告

業務が完了したときその他業務の進捗状況にあわせて委託者に報告を行うものとする。なお、受講者数が予定者数を下回った場合には、委託料を減額することがある。

8 その他

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、適用のある関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないが、業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先を事前に県に報告し、承認を受けること。
- (3) 受託者は、「徳島県権利擁護推進員養成研修事業実施要綱」を遵守とともに、その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には、その都度県と協議

し決定するものとする。

- (4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。
- (5) 受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条例(平成14年条例第43号)を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損防止、その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は本業務の経理を他の経理と区分し、事業の収支を明らかにする書類の整備及び適正な経理処理を行うこと。
- (7) 受託者は、本事業の実施に係る書類を整理し、委託事業完了後5年間保管することとし、県が書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならぬ。